

**本号の内容**

1. 海外トピックス：ベトナム、タイ、中国
2. 特集：ASEAN 主要国の自動車販売状況について
3. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：中国向け化粧品輸出について

1. 海外トピックス**■ ベトナム：特別消費税法の改正案が国会で可決**

ベトナム国会は6月14日、特別消費税法の改正法（法令 66/2025/QH15）を可決しました。同税は主に酒類やたばこ等の嗜好品に対し課税されるもので、今回より砂糖入り清涼飲料水が新規対象となりました。既存品目の税率も見直され、酒類の税率は、2031 年までに現行比で 25%引き上げられる予定です。改正法は 2026 年 1 月より施行されます。

■ タイ：付加価値税の暫定税率を据置き

タイ暫定政府は9月9日、付加価値税について9月30日に到来する現行税率7%の適用期限を2026年9月30日まで1年間延長することを決定し、発表しました。付加価値税率は原則10%ですが、1997年のアジア通貨危機に際し暫定的に7%へ勅令により引き下げられ、以後も経済面への影響等を理由として期限延長措置が続いています。

■ 中国：個人消費ローンに対する利子補給を実施

中国政府、人民銀行等は8月4日、「個人消費ローンに対する利子補給の実施施策に関する通知」（財金〔2025〕80号）を発表しました。本通知は、個人が条件に沿って指定金融機関等より個人消費ローンを利用する場合、国が1%の利子補給を行うことを規定しており、国による国内消費活性化策の一環です。9月1日から1年間実施されます。

2. 特集：ASEAN 主要国の自動車販売状況について

ASEAN 地域（以下、「同地域」という。）では人口増加が続き、安定した経済成長が見られます。国際自動車工業連合会（以下、「OICA」という。）によると、2024 年同地域の新車販売台数は前年比減でしたが、300 万台を超えています。これまで、同地域には日系企業がいち早く進出し、現地での販売を積極的に展開してきました。その結果、多くの国で高い市場シェアを獲得していました。しかし近年、中国が自国で育成した EV 産業を武器に、同地域での販売や現地製造を進める動きが顕著になっているほか、現地企業が急速に力をつけてくるなど、同地域での自動車販売動向にも変化が生じています。

本稿では、信用金庫取引先企業が多く進出している同地域における自動車販売の動向を俯瞰していきます。

(1) ASEAN の主な国における自動車の販売状況

図表 1：2024 年の ASEAN 主要国における自動車販売

自動車（四輪）	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	ベトナム （※）	（参考） 日本
2024年の販売台数（万台）	57.3	86.6	81.7	46.9	49.4	442.1
前年比増減率	-26.2%	-13.9%	2.1%	12.1%	23.0%	-7.5%
全世界販売に対する比率	0.6%	0.9%	0.8%	0.5%	0.5%	4.6%
EV（四輪）登録台数（万台）	7.9	4.3	1.5	0.3	8.7	7.7
前年比増減率	-10.7%	152.6%	45.3%	426.1%	149.6%	24.5%
2024年日系メーカー比率	76.7%	88.3%	24.3%	81.1%	38.9%	—
前年比増減ポイント	-1.1%	-2.5%	-1.7%	-1.8%	-4.6%	—
人口(2024年) 単位：100万人	71.7	283.5	35.6	115.8	100.9	124.4
人口(2050年予測) 単位：同上	66.6	320.5	44.2	134.2	110.0	105.5
1人あたりGDP 単位：米ドル	7,492	4,958	12,541	4,079	4,536	32,498
1,000人あたり乗用車保有台数（2020年）	148	58	475	13	47	496

（※）ベトナムの販売台数統計には地場大手ビンファスト等が含まれていないため調整

（出所）OICA、IMF、国連等の資料を基に信金中金作成

OICA の発表によれば、2024 年の同地域における新車販売台数は 314.2 万台となり、前年比で約 8%減少しましたが、世界 6 番目に相当する規模を維持しています。同地域内では、タイ、インドネシア、ベトナム、マレーシア、フィリピンの 5 か国が全体の約 97%を占め、主要市場となっています。図表 1 はこれら 5 か国の 2024 年における販売状況ですが、販売台数減少の主要因はタイとインドネシアでの大幅な減少です。

タイでは、家計の債務問題が販売減少の主因とされています。2012 年の新車購入インセンティブ政策により、その時期に販売台数は過去最高を記録しましたが、多くの消費者がローンを利用したことで家計債務が急増しました。2020 年以降に新型コロナ禍となったことから生活資金目的の借入が増えたため、家計債務はさらに増大しました。近年は金融機関がローン貸出審査を厳格化していることもあって、自動車販売台数は伸び悩んでいます。

インドネシアでは、新型コロナ禍による所得減少で、自動車の主な購買層となる中間層が減少したことが販売不振の要因の 1 つとされています。インドネシア統計局(BPS)

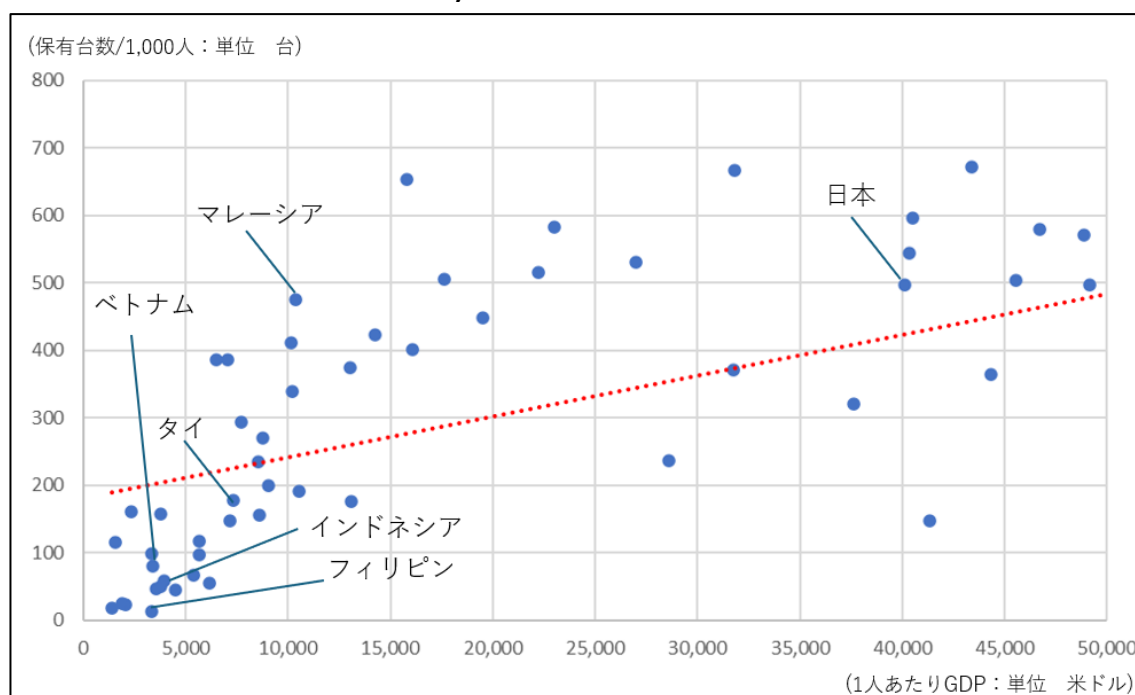
によると、同国は国として人口増加基調にありますが、2024 年 9 月に同国の中間層人口は 2019 年比で 900 万人減少し、4,841 万人となりました。BPS は国民を 5 段階の所得層に分けていますが、中間層は貧困層（59.5 万ルピア：約 5,300 円以下）の 3.5 倍～17 倍の所得層と定義しています。

日系メーカーはタイ、インドネシア、フィリピンで高い市場シェアを維持していますが、中国メーカーによる EV 販売の攻勢が強まっており、今後の動向を注視する必要があります。ASEAN 地域全体で EV（BEV と PHV）の販売比率は約 7%にとどまっていますが、増加基調にあります。ベトナムでは、現地新興 EV メーカーのビンファストが積極的に販売を進めており、2024 年にはメーカー別で日系を上回りトップシェアを獲得したとみられています。

(2) 今後の動向について

市場の観点から見ると、2050 年の国連予測によれば、タイは人口減少が見込まれるものの、他の ASEAN 諸国では人口増加が予測されています。

図表 2：1 人あたり GDP と 1,000 人あたり乗用車保有台数（2020 年）



(出所) OICA、IMF データを基に信金中金作成

図表 2 は 2020 年における各国の 1 人あたり GDP と 1,000 人あたりの乗用車保有台数を示したものです。一般的に、1 人あたり GDP が 3,000 米ドルを超えると自家用車保有への需要が増加するとされており、図表 2 からその傾向が読み取れます。

現状では、インドネシア、ベトナム、フィリピンの 1,000 人あたりの乗用車保有台数は 100 台未満ですが、今後の安定した経済成長により 1 人あたり GDP が上昇すれば、乗用車需要が拡大し、保有台数も増加すると予測されます。日系メーカーの部品サプライヤーは、こうした需要動向を的確に捉えるとともに、EV 化への対応を含めた事業戦略を慎重に検討することが求められます。

本稿に関してご不明な点がございましたら、お取引のある信用金庫を通じて当部までお問い合わせください。

3. 最近寄せられた相談事例 (Q&A) : 中国向け化粧品輸出について

Q 中国向けに化粧品の輸出を検討しています。中国における化粧品の輸入規制等留意点を教えてください。また、ECサイトでの販売も視野に入れています。越境ECに関する留意点もあわせて教えてください。

A 化粧品を日本から輸出する場合、中国において必要な手続きを取る必要があります。EC サイト利用にあたっては出店形態のほか越境 EC 関連法や制度に留意が必要です。

1. 現地の化粧品輸入に関する留意点

中国に化粧品を輸出する際は、現地の監督管理機関に登録または届出を行う必要があります。化粧品は、特殊化粧品と一般化粧品に分類され、手続きもそれぞれ異なります。登録や届出をする個人、または法人が国外所在の場合、現地側輸入者等の中国法人を責任者として指定し、手続きを進める必要があります。

(1) 特殊化粧品について

染髪剤、日焼け止め等のほか、新たな効果のある化粧品が該当します。中国に輸出するためには国家薬品监督管理局(以下、「MNPA」という。)システムを通して**特殊化粧品登録証**を申請し取得しなければなりません。

技術評価に関する資料を、MNPA に提出した後、成分や機能などに対する審査が行われます。審査に合格すると**特殊化粧品登録証**が発行され、その有効期限は5年間で、申請から取得までにかかる期間は、およそ4～6か月とされています。

(2) 一般化粧品について

特殊化粧品以外の化粧品で、**一般化粧品届出手続**を行うことで輸出が可能になります。MNPA システムを通して届出を実施する必要があります。結果は5営業日後に公示されます。ただし、届出申請時の提出資料の1つである製品検査報告(国の認めた専門機関より発行)を受領するまでに1～3か月ほどかかることから、総合的にかかる期間は2～6か月とされています。

(3) ラベル表示について

ラベル表示について、特に留意すべき点がいくつかあります。まず、ラベルは原則容器に中国語で表示される必要があります。特に生産日と使用期限は、直接印刷することが求められています。その他ラベル表示に必要な事項は、シール形式でも直接印刷する形式でも問題ありませんが、特殊化粧品の場合は、「特殊化粧品登録証番号」を明記することが求められます。詳細は MNPA へ確認することが推奨されます。

2. 現地 EC サイトを利用する際の留意点

(1) 出店形態

中国では EC プラットフォームの利用が活発です。外国企業が中国の EC プラットフ

オームを利用する方法として、次の3つがあります。

- ① 中国に法人を設立し、同法人名義で出店する
 - ② 中国企業と連携し、同企業の店舗に出品する
 - ③ 「天猫国际自营店」等の越境 EC プラットフォーム直営店に出品する
- 一般的には②を選択することが多い模様です。

代金決済について、中国では「支付宝」(Alipay)などのスマートフォン決済サービスが広く利用されています。ECプラットフォームを通じて売上があった場合、プラットフォームや決済代行者等への手数料払いが発生する可能性があるため、事前に留意が必要です。

(2) 税制の優遇

中国では、ECプラットフォームでの注文を通じて輸入された商品で、一定の条件を全て満たす場合に、一般貿易時とは異なり**電商総合税**が適用されます。

電商総合税では、1ユーザーの取引上限額が1回あたり5,000元以下、かつ年間での購入総額が26,000元以下の場合に限定されます。一般貿易に課される関税、増値税、消費税(商材による)の税率が、関税は0%、増値税、消費税は適用税率の70%に軽減されます。

また、次の6つの条件全てを満たす必要があります。

- ① 中国国内の購入者が購入すること
- ② 個人目的の購入であること
- ③ 中国の税関に登録された会社が運営するECプラットフォームを利用していること
- ④ 中国国外の販売業者から購入すること
- ⑤ ポジティブリスト(中国語名「跨境电子商务零售进口商品清单」)に掲載されている商品を購入すること
- ⑥ 取引、支払また物流の電子情報を税関が監督管理できること

(3) 化粧品を越境 EC で販売する場合の留意点

2. (2)で述べたポジティブリストに記載されているものは、原則中国側での検疫手続き等が免除されますが、化粧品は対象外です。1. (1)および(2)で説明した、化粧品の登録また届出等が必要です。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
東京都中央区八重洲1丁目3番7号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。
また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。
なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。